

東京農工大学名誉博士称号授与規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則                      (推薦方法等)                      第3条 前条各号に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定める者が行う。                      (1) (略)                      (2) <u>本学</u>組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長</p> <p>2 (略)</p>	<p>本則                      (推薦方法等)                      第3条 前条各号に該当すると認められる者(以下「候補者」という。)の推薦は、次の各号に定める者が行う。                      (1) (略)                      (2) <u>国立大学法人東京農工大学</u>組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設の長</p> <p>2 (略)</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)  
 この規程は、平成30年4月1日から施行する。